

契約担当官
陸上自衛隊小平学校
会計課長 井上 英雄

陸上自衛隊小平駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積り依頼であり、有効な見積り書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積り書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

件名	納入（履行） 場所	納期 （履行期限）	見積り依頼書 公表日	見積り書 提出期限	見積り合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備考
接遇技法教育の部外委託	小平学校	7.5.29～7.7.11	7.4.18	7.5.22 10時00分	7.5.22 10時00	資格の有無を問わない。	

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問い合わせ先及び提出先

〒187-8543

住 所 東京都小平市喜平町2-3-1

契約機関名 陸上自衛隊小平学校 総務部会計課（担当 臼井）

TEL番号 042-322-0661 内線 348

FAX番号 042-321-0664

仕様書に関する問い合わせ先

陸上自衛隊小平学校人事部教務科（担当 井上）

TEL番号 042-322-0661 内線 503

5 その他

- (1) 参加希望者は5月20日（火）まで上記問い合わせ先まで連絡してください。
- (2) 市場価格調査書を5月20日（火）10時までに提出してください。



調達要求番号：5KMD1CX0060

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
接遇技法教育の部外委託	KS-Z110140	
	作成	令和7年 3月26日
	変更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	小平学校 人事教育部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊小平学校における接遇技法教育の部外委託について規定する。

1.2 教育の目的

教育の目的は、初級陸曹特技課程「厚生」学生に対し、接遇の意義、重要性及び接遇の基本的事項を理解させ、厚生業務担当者としての接遇能力を向上させるもの。

2 教育に関する要求

2.1 教育内容

教育内容は、表1による。

表1-教育内容

課目	概要	項目	内容	時間
接遇技法	接遇技法の基本的事項の修得	接遇	接遇の意義、重要性、接遇の基本等	1 h
		電話による応対	電話のかけ方、受け方、取次電話利用の一般心得等	1 h
		対面による応対	来客の受付、挨拶とお辞儀 名刺の取扱い、紹介の仕方 対面による応対等	2 h
合計				4 h

2.2 講師の要件

サービス接遇に関する講師としての実務経験を有しており、かつ、本教育を実施するに十分な能力があると認められる企業に属する者又は個人事業主とする。

2.3 実施要領

2.3.1 教育実施時期

令和7年6月30日（月）13時から17時まで（4時間）

2.3.2 被教育者

概ね20歳代前半を主体とする自衛官及び事務官等15名程度

2.3.3 教育実施場所

教育実施場所は、陸上自衛隊小平学校39号隊舎2階厚生教場（東京都小平市喜平町2丁目3-1）とする。

2.3.4 教材等

教育に必要な教材などは、契約の相手方が準備するものとし、官側の確認を受けるものとする。
細部は、官側との調整による。

3 その他の指示

3.1 提出書類

提出書類は、表2による。提出先は小平学校人事教育部厚生教官室(5trg-ks@inet.gsdf.mod.go.jp)とし、細部は、官側との調整による。

表2—提出書類

番号	提出書類	提出時期	提出先
1	教育実施概要資料	入札又は見積合せ日の10日前	メール等によるデータ送信
2	講師経歴書（講師実績がわかる資料、様式随意）		
3	直近の講義に関する契約書等（講義名、講師名、講義時間、講師料がわかる資料）		
4	教育資料（被教育者配布用）	6月20日	被教育者数+1部を印刷し郵送等

3.2 秘密保全

秘密保全は、次のとおりとする。

- a) 契約の相手方は、本契約の履行にあたり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用、その他への公表などは官側の許可なく行ってはならない。
また、本契約終了後も同様とする。
- b) 駐屯地への立入りに際しては、当該駐屯地所定の立入手続を行う。
- c) 駐屯地内での行動は、当該駐屯地等の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して、作業地域以外

への立入りを禁止する。

3.3 知的財産権に関する注意

契約の相手方は、本契約において官側に成果物を提出したとき、その著作権も附随して官側に移転する。ただし、契約の相手方が本契約以前から所有している著作権及び第三者の所有している著作権は、この限りではない。

3.4 官側の支援

契約の相手方は、本契約の履行にあたり、次の事項について官側が認める場合、官側の支援を受けることができる。

- a) 本契約の履行上必要となる資料等の閲覧又は貸出
- b) 官側の保有する施設、機器、電力、用水等の使用及び操作に関する事項
- c) その他、官側が必要と認めた事項

3.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。